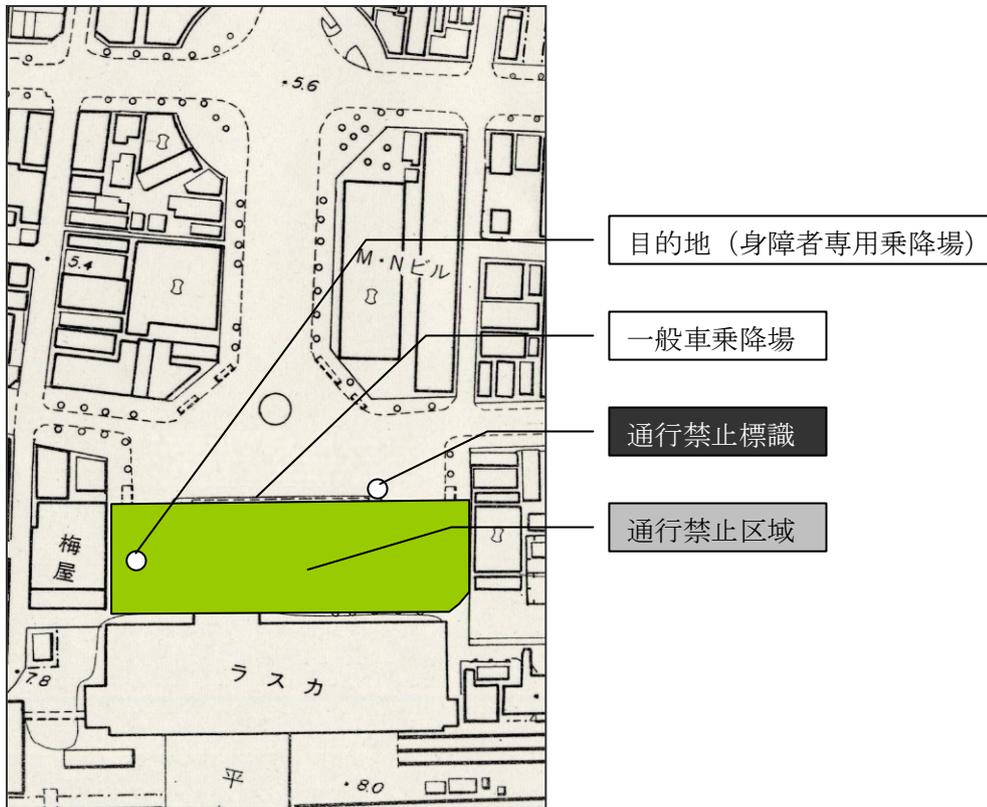


北口駅前広場の通行禁止区域について

①通行禁止区域 下図のとおり



②通行禁止区域を通行するには

- ・ 平塚警察署で通行許可証の発行手続きをすることが必要です。
- ・ 通行許可申請書には、車検証及び免許証の写し（2部）、通行禁止区域の位置図を添付することが必要です。
（通行禁止区域の位置図は、このページを印刷したものをお使いいただけます）
- ・ 通行許可申請書には、運転期間（最大3年間）、通行禁止区域を通行する「やむを得ない理由」などを記載することが必要です。
- ・ 通行許可証は車輜ごとに発行されます。

③注意

申請から許可証の発行までは、相当日数の処理期間が必要です。

手続きはお早めをお願いいたします。

許可証を受けていない場合は、一般車乗降場をご利用下さい。

（※一般車乗降場にもエレベーターが設置されています）

商用等で紅谷町方面へ通行される方は、一般車乗降場を通過してください。